

住居表示に関する御質問について

1 住居表示の制度について

Q1 住居表示にはどのようなメリットがあるのですか。

A 緊急車両の到着が早くなり、郵便物等の誤配・遅配等が少なくなります。

Q2 住居表示は、官庁関係のメリットのみで、我々市民のメリットは少ないように思うがどのように考えているか。

A 確かに行政上のメリットもありますが、市民の皆様にも緊急時の場所の特定や郵便物の誤配・遅配も少なくなり、訪問者にも分かりやすい等、双方にメリットがあると考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

Q3 マンションの場合、住所はどう変わりますか。

A 4階建以上のマンションについては部屋番号までが住所となり、厚木市××〇丁目〇番〇-〇〇〇(部屋番号)号となります。従いまして、マンション名は省略となります。

Q4 住居表示が実施されると市街化区域に編入されることはあるのか。

A 住居表示を実施しても市街化区域に編入されることはありません。

Q5 住居表示で住所が変わるとのことですが、土地などの地番も変わるのですか。

A 住居表示は建物に付ける番号です。

土地の表示が「飯山字小金」という場合は、仮に新町名が飯山南一丁目としたら「飯山南一丁目」となるだけで、その後続く土地の地番(家屋番号)には変更はありません。

住居表示の場合には、法務局が法律に基づき実施日をもって変更(標題部の変更)します。

2 住居表示の区域について

Q6 自治会区域と住居表示との関係は

A 住居表示実施後における自治会の区域の変更はございません。

Q7 住居表示はどのような区域を実施するのか。

A 厚木市では、平成17年に策定した第二次厚木市住居表示整備事業計画に基づき、整備を進めております。区域については、市街化区域であること、DID地区であること、住居表示実施区域との連担性を考慮して、実施基準に基づき区域を定めております。

Q8 町割（丁目数）について

A 厚木市の住居表示は、街区方式で実施しております。街区方式で住居表示を実施する場合には、道路・鉄道・河川等を境界とし、整形化して分かりやすくするという町の区域の合理化が重要であります。

なお、自治会区域、学区、開通見通しのたっていない道路等は考慮されません。

町割については、厚木市住居表示実施基準に基づき、集合町の場合は5丁目までにとどめることを原則としており、その丁目は本厚木駅を中心として、近い町から順次丁目を付けています。

Q9 DID地区（人口集中地区）とは

A 人口密度が1平方キロメートル（100ha）当たり約4,000人以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上の地域をいいます。厚木市では平成22年の国勢調査の数値を基に定めております。

Q10 10月実施の根拠は

A 配達関係の混乱を防ぐため、年賀状などの配達が増える時期を避けるとともに、年賀状により、新住所を知らせることのできる時期などを考慮しております。

3 不動産・会社等の登記関係

Q11 不動産を共有している場合、手続きはどのようになるのですか。

A 権利証に共有者の氏名が連名で記載されていれば連名で、めいめいで権利証を持っている場合は各人ごとに手続きを行ってください。

また、「持分3分の1」等の記載は不要です。

Q12 自分で不動産の表示変更登記を行ったとき申請料はかかるのですか。

A お配りしている設定通知書、実施日以降、市役所の市民課で発行する住居表示の変更証明（いずれも無料です）を添付し、登記申請書を法務局の窓口へ提出又は郵送して頂ければ、登記申請料はかかりません。

ただし、郵送料は御自身での御負担となります。

Q13 不動産登記の仮登記をしていますが、手続きは必要ですか。

A 仮登記をしている場合でも手続きが必要ですので、管轄の法務局で手続きをお願い致します。

Q14 登録免許税（変更の手数料）が免税（無料）に期限はあるのですか。

A 住居表示の変更による所有者の住所変更であれば、期限はありません。

設定通知書または、住居表示の変更証明書を添付してください。

Q15 建物の登記をしているが、権利証と実態が異なる場合、手続きはどのようにすればよいか。

A 権利証(登記済証)と実態が異なる場合、法務局で「登記事項要約書」の交付を受け、そのとおり記載してください。

Q16 一筆の土地に複数の建物がある場合についてはどのように記入したらよいのですか。

A 建物についてのみ権利証を確認して建物用の継続紙を使用し、権利証のとおり(建物の数の分だけ)記載してください。

Q17 家族が法務局に出向く場合、「代理人」の欄に家族の氏名等を記載しなくてはならないのですか。

A 「代理人」とは、司法書士等、業務として申請者を代理する人のことです。ですから、家族が法務局に出向く場合は記載しなくてかまいません。

Q18 不動産が今回の住居表示実施区域外にある場合も手続きは必要なのですか。

A 区域外であっても、所有者の住所が変更になることから、手続きは必要となります。また、市外に不動産がある場合は、その不動産を管轄する法務局での手続きが必要になります。(例：大和市に不動産がある場合は、横浜地方法務局大和出張所へ届け出ます。)

Q19 登記申請書に誤って記載してしまった場合はどのようにすればよいのですか。

A 二本線で抹消していただき、訂正してください。また、上に捨印を押印するところがあるので、そこに「○字加入」「○字抹消」と記入してください。

Q20 今回手続きをした後、現在ある権利証(登記済証)はそのままでよいのですか。

(現在ある権利書を訂正しなくてよいのですか。)

A 手続きのあと、登記完了証が交付されますので、今までの権利証と一緒に保存してください。また、権利証を書き直す必要はありません。

4 運転免許証関係 (運転免許証)

Q21 運転免許を家族の数人が持っているとき運転免許証の書き換えはそれぞれ行かなければならないのですか。

A 委任する家族の人が当日、車等を運転しなければ、代表で一人が持ってきていただいても結構です。委任状は不要です。

Q22 厚木警察署以外の警察署でも住所変更はできますか。

A 神奈川県内の警察署及び運転免許試験場(二俣川)で手続きができます。

5 その他、住居表示にかかる諸手続きについて

Q23 銀行、保険、携帯電話等の住所変更手続きは各自で行うのか。

A 各社ごとに手続き方法は異なりますので、電話でお問い合わせの上で各自でお手続きをお願いいたします。

Q24 国民年金、厚生年金、共済年金などの住所変更手続きは。

A 国民年金・厚生年金については、日本年金機構で新しい住所に書き換えます。ただし、日本年金機構においてマイナンバーが未登録になっている方や、現在日本年金機構に届出している住所と住民票の所在地が一致していない方はすみやかに変更手続きをしてください。(ねんきんダイヤル 0570-05-1165)

共済年金については直接、共済組合にお問い合わせください。

Q25 所有しているアパートの住民に外国籍や学生で住民票がない人が住んでいるが、通知は届いていますか。

A 外国籍の方にも通知は届いています。また、住民登録の無い方には、戸別訪問や調査ハガキの返信によって、居住について確認できた場合は、通知書をお届けしております。

Q26 今の住所は使えなくなるのですか。

A これから住所を書く時は、○丁目○番○号で書いてください。郵便物は、古い住所でも郵便局さんの配慮でだいたい3年間ぐらいは、届けて頂けると聞いております。ただ、お知り合いの方へは、今回同封いたしました、住所変更のお知らせはがきを使って住所の変更があったことを、お伝えください。

Q27 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、各種学校、大学への手続きはありますか。

A 連絡表等、書き換えが必要になると思われます。学校等の指示に従ってください。学習塾等への住所変更も確認願います。